

六、他人ノ不正行為ヲ知テ之レヲ工場主ニ密告シタル者ニ對シテハ獎勵ノ多ク十分ナル謝禮ヲナス

七、本契約書ハ二通ヲ編製シ甲乙兩人ニ於テ所持スルモノトス

右契約者 大野 寅之助

同

右契約如件

年 月 日

添書、萬一私儀死亡ノ場合ハ前記契約書記載ノ保管金ハ

ニ附屬シ被下者假

保管金受取人

印

覺 書 記

本規定ハ若工場ニ奉職中左ノ条項ヲ遵守シ相互ノ利益ヲ計リ殊ニ
從茲ニ退職後ノ生活安寧ヲ得セシメ事業獎勵ノ為メ特勤者ニ

一定ノ賞與ヲ支給ス

一、退職手帳ヲ左ノ通リ辦定ス

六ヶ月 参〇〇以上	六ヶ年 四八〇〇以上
一ヶ年 六〇〇以上	七ヶ年 五六〇〇以上
二ヶ年 陸〇〇以上	八ヶ年 六四〇〇以上
三ヶ年 七〇〇以上	九ヶ年 七二〇〇以上
四ヶ年 八〇〇以上	十ヶ年 八〇〇〇以上
五ヶ年 参五〇〇以上	但シ現任三夏ハ被務者日ニ通算スルモノトス

右ヨリ以上勤続者ニ對シテハ特別賞與ヲ支給ス

但シ退職セシムル者ハ十日以前予告スルモノトス

本人死亡シタル時ハ代理人ニ奉告金ヲ支給ス

二、若工場ニ奉職中ノ左ノ事項ニ該當スル者ニ對シテ收入額ノ卷